

概 要 版

第3次 有田市地域福祉計画



令和4年3月

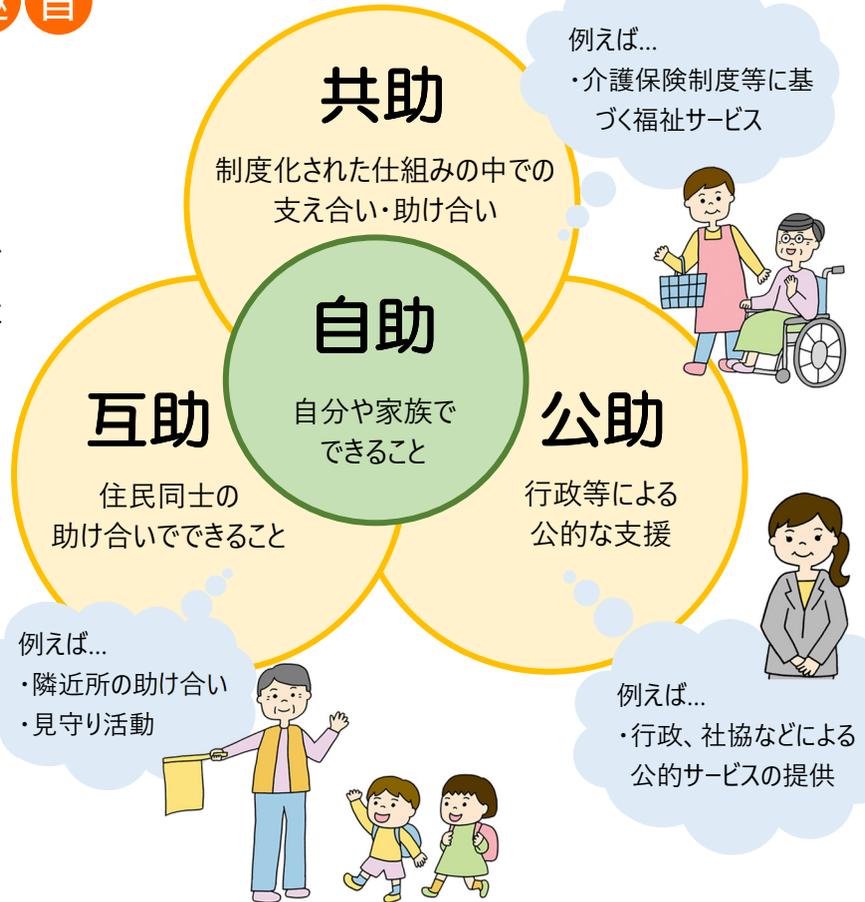
有田市

計画策定の趣旨

地域福祉とは？

地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民やボランティア、事業所、行政、社会福祉協議会などが協力して取り組むことです。

地域福祉を進める上で、自助・互助・共助・公助の視点を持って連携していくことが大切です。



有田市では

平成 29 年に「第 2 次有田市地域福祉計画」を策定し、「ともに支え合い、健康で安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

8050 問題などの複合的な課題、ひきこもりや孤独・孤立などの制度の狭間の問題など、地域を取り巻く状況は複雑化・複合化しています。地域課題を解決するため、ともに支え合い、誰もが安心して暮らしていくことができるよう、「第 3 次有田市地域福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ・期間

この計画は、「有田市長期総合計画」に基づく、各福祉分野の上位計画です。有田市社会福祉協議会が策定する「有田市地域福祉活動計画」と車の両輪のように相互に連携・補完していきます。また、「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包し一体的に策定します。

計画の期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間です。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
有田市地域福祉計画	第2次	第3次有田市地域福祉計画				第4次

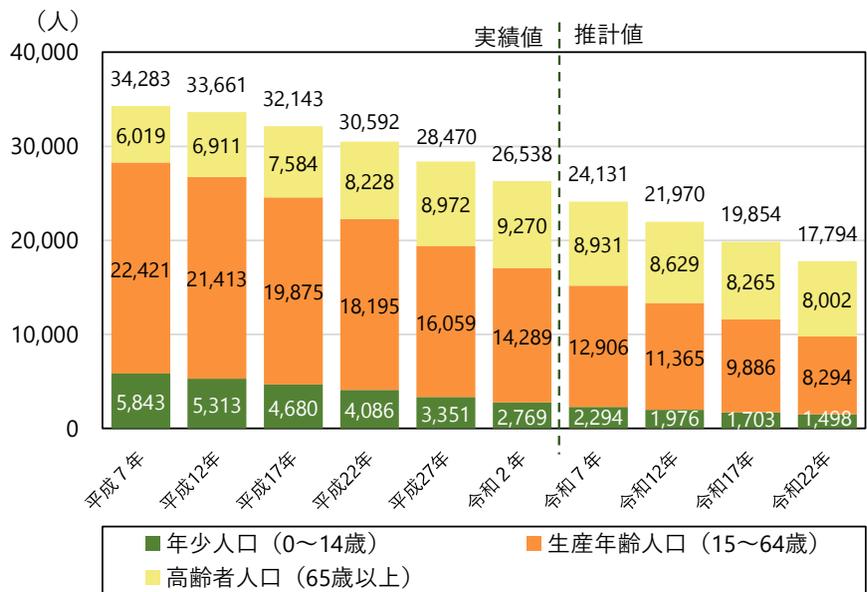
有田市の状況

人口の状況

総人口は、減少傾向が続いており、令和2年は3万人を下回り、26,538人となっています。

また、年少人口、生産年齢人口は年々減少しており、高齢者人口も令和7年には減少に転じると予測されています。

■ 年齢3区分別人口の推移と推計



アンケート調査結果より

地域でどのような活動が行われているか知らない人が多いみたい

困った時に相談できるような近所付き合いが減少しているよ

団体の活動では、後継者不足が課題となっているね

子育て中の親や障がいのある人の居場所づくりが必要だね

ひきこもりやダブルケアなど家庭問題を抱え込んで、相談につながないことがあるんだ

30歳代と50歳代で孤立感を感じている人が多いみたいだよ

災害時の避難や防災対策が地域の課題となっているよ

有田市の課題

課題1

地域の助け合い、
支え合いの
仕組みづくり

課題2

複雑化・複合化
する課題、
制度の狭間への対応

課題3

安心して暮らせる
支援の充実

基本理念

誰もが安心して暮らせる 「つながり」「支え合い」の 笑顔輝くまち ありだ

～みんなが参加 みんなで福祉 みんなの幸せを実現できるまち～



施策の展開

重点テーマ

1 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制づくり

地域、関係機関、団体、事業所など多様な主体が連携したネットワークにより、課題を抱える人への働きかけによる支援を行うとともに、地域住民が地域課題に気づき、支援につなげることでできる地域を目指します。

2 市民の地域福祉への参画促進とリーダーの育成

市民が地域課題を自分事として捉え、地域福祉の担い手となる必要があります。新たに参画する人やすでに地域活動に取り組んでいる人が地域福祉に関わるきっかけづくりを行い、徐々に地域との関わりを深め、地域のリーダーとなる人を育成します。

基本目標 1

地域で互いに支え合うまちづくり

地域活動への支援や住民同士の交流促進により、地域ぐるみで助け合い、支え合う仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるまちをつくりまします。

1 福祉・人権教育による意識醸成

- ①福祉・人権教育の推進
- ②寄付文化の醸成

2 多様な交流の場づくり

- ①子ども・親同士の交流の充実
- ②障がいのある人に関する交流の充実
- ③あらゆる人の交流の推進

3 地域活動・ボランティア活動の促進

- ①地域活動への参加促進
- ②NPO・ボランティア活動の促進
- ③活動拠点の確保
- ④社会福祉法人の地域貢献
- ⑤地域における人材の確保・育成

地域でできること



- ★ 福祉に関する勉強会や研修などに積極的に参加しましょう
- ★ 地域課題の解決につながる募金やクラウドファンディングに、できる範囲で参加してみましょう
- ★ 積極的にあいさつをしたり、行事に参加するなど身近な交流を大切にしましょう
- ★ 団体や企業は、地域住民が参加できるイベントなどを開催し、交流の場や機会をつくりましょう
- ★ 趣味や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に参加しましょう



基本目標2

一人ひとりの課題を解決できるまちづくり

課題を抱える個人や家族に対し、地域全体で包括的に支援できる体制を整備し、誰一人取り残さないよう、一人ひとりに合った支援やサービスを受けられるまちをつくりまします。

1 包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備

- ①断らない相談支援体制の構築
- ②参加支援の充実
- ③地域づくりの支援

2 福祉サービス等の充実

- ①障がいのある人の自立支援
- ②子育て支援の充実
- ③高齢者のフレイル予防の推進
- ④認知症予防・対策の推進
- ⑤福祉サービスの質の向上

3 多様な課題を抱える人への支援

- ①虐待防止、DV 防止対策の推進
- ②自殺予防対策の推進
- ③生活困窮者への支援
- ④ひきこもり者の支援
- ⑤制度の狭間にある人の支援

地域でできること



みんなでやってみよう！

- ★ 不安や悩みは、一人で悩まずに身近なところに相談するようにしましょう
- ★ 認知症や障がいのある人への理解、福祉サービスについて正しい認識を持ちましょう
- ★ 介護予防や認知症予防に取り組みましょう
- ★ 身近な人の生活課題に気づいたら、行政や社会福祉協議会などの相談窓口にご相談しましょう
- ★ 団体・企業は、従業員等のメンタルヘルス対策に心がけましょう

重層的支援体制とは？

令和3年4月に施行された「改正社会福祉法」により、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

相談支援



参加支援



地域づくりに向けた支援



基本目標3 安全・安心な福祉のまちづくり

避難行動要支援者への支援体制や日頃からの支え合いの仕組みづくりによる地域防災力の向上、防犯体制の整備、情報提供により、誰もが安全に安心して暮らしていけるまちをつくれます。

1 防災・防犯対策の推進

- ①地域における防災活動の推進
- ②避難行動要支援者の支援
- ③福祉施設等における安全対策
- ④防犯対策の推進

2 誰もが暮らしやすい地域づくり

- ①誰もが安全に暮らせる環境づくり
- ②住宅確保要配慮者の住まいの確保支援
- ③移動手段の確保

3 情報提供・共有の推進

- ①多様な媒体による情報提供
- ②関係機関による情報共有

地域でできること



- ★ 隣近所住む高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児など、災害時に支援が必要な人の状況を把握しましょう
- ★ 地域での犯罪を防ぐため、あいさつや見守り、声かけを行いましょ
- ★ 団体・企業は、災害時には備蓄や避難場所の提供など地域に協力しましょ
- ★ 車いすなど移動に困っている人や助けを必要としている人がいたら手伝いましょ
- ★ 広報ありだなどに目を通し、普段から各種相談窓口などを把握しておきましょ

成年後見制度利用促進基本計画

認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、また、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の適切な利用を促進します。

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなく、不動産や預貯金などの財産を管理したり、様々な契約を結んだりすることが難しい場合に、家庭裁判所により選ばれた成年後見人等が、法律面、生活面において支援し、権利や財産を守る制度です。



取 組 み 紹 介

福祉に関する困りごと相談 ～福祉相談室～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいかわからない福祉に関する困りごとを相談できる窓口として「福祉総合相談窓口」を開設しています。

相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。



あなたのまちの 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談役として、生活上の様々な相談に応じるほか、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認、支援を必要とする人と行政などのパイプ役として活動しています。

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・高齢になり、ひとり暮らしで心細い
- ・子育てのことで身近な相談相手がほしい
- ・地域に気にかかる家庭がある



計 画 の 推 進

協働による計画の推進

計画の推進にあたり、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たして協働することが重要です。

市民が積極的に地域福祉活動に取り組むことができるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉を推進します。

計画の進行管理

庁内の横断的な連携による一体的な計画の推進に努めるとともに、PDCAサイクルに基づいて、計画の点検・評価を行います。



概 要 版

第3次有田市地域福祉計画

令和4年3月

発行：有田市 福祉相談室

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50

TEL 0737-83-1111/FAX 0737-83-6205

URL <https://www.city.arida.lg.jp/>

